

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部介護保険課 番号 26

許認可等の内容		指定第1号事業者の指定
根拠法令及び条項		介護保険法第115条の45の5
審査基準	関係条項	介護保険法施行規則第140条の63の5、第140条の63の6
	基準 (未設定の場合はその理由)	茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る国基準訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る国基準通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る国基準訪問型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準を定める要綱及び茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る国基準通所型サービスの事業の人員、設備、運営に関する基準を定める要綱の逐条解説 茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る訪問型サービスAの事業の人員、設備、運営に関する基準を定める要綱及び茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の逐条解説
	参考事項	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定（令和6年10月1日最終変更）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日（休日は含まない。）
標準処理期間	設定等年月日	平成29年4月1日設定（令和5年4月1日最終変更）